

「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う鯨類（いるか等小型鯨類を含む）の捕獲・混獲等の取扱いについて」

（平成13年7月1日付け水管第1004号水産庁長官通知）

（平成16年10月12日付け16水管第2189号最終改正）

第1 省令の制定の趣旨

国際捕鯨取締条約により商業目的の捕獲が禁止されている鯨類（以下「ひげ鯨等」という。）について、これまで、当該条約を担保するための国内法上の措置として、①許可の発給をしないこと（大型捕鯨業及び母船式捕鯨業）、②許可に付した制限条件によるひげ鯨等の捕獲の禁止（小型捕鯨業）による実態上の規制のほか、③特定の漁具（もり）、漁法（追込網）によるひげ鯨等の捕獲の禁止により対応してきたところである。

最近の国際捕鯨委員会（IWC）では、ひげ鯨等の違法捕獲の存在根拠として我が国における捕獲禁止ひげ鯨等の流通が取り上げられ、混獲されたひげ鯨等の一部の流通が、これを助長しているとの指摘もなされている。また、IWCにおける鯨類資源管理のための一つの情報としてひげ鯨等の混獲データが利用されることとなり、我が国のひげ鯨等の混獲の適正な管理が求められている。

このような状況の中で、平成13年3月の鯨類管理適正化検討会（座長：鹿児島大学教授松田恵明）の検討結果を受けて、混獲されるひげ鯨等について合理的かつ透明性の高い利用の観点なども踏まえた一定の規制を行い、併せてひげ鯨等の密漁、密輸の誘発を防止する対策を講じることによりひげ鯨等の管理の適正化を図ることとされたものである。

その後、浅瀬等に座礁し又は漂着する鯨類が増加傾向にあることから、その処理体制や利用についての取扱いを確立するため、平成16年9月の座礁鯨類処理問題検討委員会（座長：近畿大学教授小野征一郎）の検討結果を受けて浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等（以下「座礁ひげ鯨等」という）についても合理的かつ透明性の高い利用の観点なども踏まえた規制に変更する観点から、一定の条件の下にこれらのひげ鯨等についても捕獲を認めることとしたものである。

第2 ひげ鯨等の捕獲等の制限

1 ひげ鯨等の捕獲の禁止

（1）捕獲の禁止（第81条第1項関係）

- ① ひげ鯨等（ひげ鯨全種（しろながす鯨、ほっきょく鯨、ながす鯨、いわし鯨、にたり鯨、ざとう鯨、こく鯨、せみ鯨、こせみ鯨、みんく鯨）、及び歯鯨のうちまっこう鯨、とっくり鯨及びみなみとっくり鯨をいう。以下同じ。）については、

ア 大型捕鯨業者、小型捕鯨業者及び母船式捕鯨業者が当該漁業の許可の内容に従って捕獲する場合

イ 農林水産大臣が別に定めて告示する漁業（②参照）の操業中に混獲した場合

ウ 座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって農林水産大臣が別に定めて告示するもの（④参照）を捕獲する場合

を除き、その捕獲をしてはならないこととされた。

なお、「ひげ鯨等の捕獲」とは、

ア ひげ鯨等をとる行為（ひげ鯨等をとる目的で、もりをうつ（なげる）、網をまく、網を入れる、追い込むなどの行為）

イ 自然の状態にあるひげ鯨等を占有すること（ひげ鯨等の船内保持、船体への縛り付け、曳航、拾得など）

をいうものと解釈される。すなわち、ひげ鯨等を自己の実力支配内に入れようとする一切の行為であるとされている。

② 農林水産大臣が別に定めて告示する漁業として、大型定置漁業（漁業法に規定する定置漁業権に基づく定置漁業）及び小型定置漁業（同法に規定する第2種共同漁業又は都道府県知事の許可漁業のうち網漁具を定置して営む漁業）が定められた（平成13年4月20日農林水産省告示第563号）。

小型定置漁業における「網漁具を定置する」とは、定置漁業権に基づく定置漁業と同様に、一漁期の間、一定の場所に土俵、碇もしくは支柱等で網漁具を敷設して移動せしめないことと解釈されており、いわゆる小型定置網漁業、ます網漁業、落とし網漁業、大謀網漁業、底建網漁業などの漁業が該当することとなる。第2種共同漁業であっても固定式刺網漁業、敷網漁業などは「網漁具を定置する」漁業ではない。

なお、網の中に魚介類を追い込んで漁獲するものは「網漁具を定置して営む漁業」の範ちゅうに入らない。また、第2種共同漁業では、網漁具に「えりやな類」を含むこととされているが、告示で定める網漁具には「えりやな類」は含まれない。

③ 定置網漁業（「大型定置漁業及び小型定置漁業」をいう。以下同じ。）の操業中のひげ鯨等の混獲については、

ア 定置網漁業ではひげ鯨等を意図して捕獲することはないこと

イ 漁具、漁獲物の損害が大きいこと

ウ 埋却、焼却等の処理は、大変な労力、費用を伴うこと

などから、資源の有効利用を図ることとし、後述する報告の義務、DNA分析の義務を付した上で、例外的に捕獲禁止の適用が除外されたものである。

これは、意図せずに混獲した鯨の処理の困難性、我が国における鯨類の利用に対する歴史的な背景などを踏まえ、資源の有効利用の考え方をとることとしたものであり、定置網漁業により混獲されたひげ鯨等を積極的に利用すべ

きとするものではなく、混獲の状況や当該ひげ鯨等の状態などから解放することが適切であると考えられるような場合における従来の解放の努力に影響を与えるものではない。特に資源的に希少とされる別記1に掲げるひげ鯨等については、これらの趣旨を十分に理解の上、適切な運用が行われる必要がある。

- ④ 農林水産大臣が別に定めて告示する座礁し、又は漂着したひげ鯨等として、
- ア 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって既に死亡しているもの
 - イ 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって人に危害を加えるおそれがあるもの
 - ウ 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって外傷等により回復の見込みがない状態に陥っているもの
 - エ 浅瀬等に座礁し、又は漂着したひげ鯨等であってその座礁し、又は漂着した時から起算して48時間以上経過してもなお当該浅瀬等から移動していないもの

(以下「農林水産大臣が公示するひげ鯨等」という。)が定められた(平成16年10月12日農林水産省告示第1834号)。

「座礁し、又は漂着した」とは、生死にかかわらず、ひげ鯨等が浅瀬等に乗り上げ又は打ち上げられるなど自力遊泳できない状態のものをいう。

「浅瀬等」とは、浅瀬その他ひげ鯨等が乗り上げ又は打ち上げられる可能性のある全ての箇所をいう。

「当該浅瀬等からの移動」とは、ひげ鯨等が座礁し、又は漂着した浅瀬等から離脱し、自らの力で移動する行為をいう。したがって、座礁し、又は漂着したひげ鯨等が浅瀬等で波の力等により移動することはこれにあたらぬ。また、48時間の起算点は第一発見者がひげ鯨等が座礁し、又は漂着していることを発見したときとし、一旦座礁し、又は漂着したひげ鯨等が当該浅瀬等から自力で移動したのち、再び座礁し、又は漂着したときは、48時間の起算点は再び座礁し、又は漂着したときとする。

なお、一回座礁し、又は漂着したひげ鯨等であっても移動した結果浅瀬等から離れ、漂流するに至ったひげ鯨等は、農林水産大臣が公示するひげ鯨等にあたらぬ。

- ⑤ 農林水産大臣が公示するひげ鯨等の捕獲については、
- ア 意図的な捕獲ではないこと
 - イ 埋却、焼却等の処理は、大変な労力、費用を伴うこと
- などから、資源の有効利用を図ることとし、定置網漁業により混獲されたひげ鯨等の場合と同様の義務を付した上で、例外的に捕獲の禁止を除外したものである。したがって、定置網漁業により混獲されたひげ鯨等の場合と同様に、座礁や漂着の状況や当該ひげ鯨等の状態などから救出することが適切であると考えられるような場合における従来の救出の努力に影響を与えるもの

ではない。特に資源的に希少とされる別記1に掲げるひげ鯨等については、これらの趣旨を十分に理解の上、適切な運用が行われる必要がある。

- ⑥ 本規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。(第106条第1項第1号)

(2) 捕獲の報告(第81条第2項関係)

- ① 定置網漁業によりひげ鯨等を混獲した者及び農林水産大臣が公示するひげ鯨等を捕獲した者(以下「ひげ鯨等を捕獲した者」という。)は、遅滞なく、捕獲の日時及び場所、鯨の種類、漁業の種類及び免許番号又は許可番号(定置網漁業によりひげ鯨等を混獲した場合に限る。)、処理を開始した日時及び場所、体長等を、農林水産大臣に報告しなければならないこととされた。

なお、ひげ鯨等を利用しない場合(生きているものを海に戻す場合、埋却又は焼却等により処分する場合)においても、報告しなければならない。

- ② 報告は、当該定置網漁業の免許又は許可を受けた者(団体又は法人の場合にあつてはその代表者)又は農林水産大臣が公示するひげ鯨等を捕獲した者が、別記2により遅滞なく(発見の日から3日以内)報告しなければならない(都道府県を經由)。

なお、第90条第2項の規定によるDNA分析の依頼を行った分析機関を經由して農林水産大臣に報告することとしても差し支えない。この場合には、DNA分析試料の分析機関への発送後、かつ、販売等が行われる前までに当該分析機関へファクシミリにより提出するとともに、別記2の報告書を都道府県に提出するものとする。

- ③ なお、本項中「捕獲(混獲を含む。...)」としている趣旨は、混獲は捕獲に含まれる概念であるが、本項の「捕獲」が第1項ただし書前段の混獲と後段の捕獲の双方を指すことにつき疑義が生じないように、解釈規定として括弧内を加えたものである。このことは第91条においても同じである。

(3) 販売等の禁止(第81条第3項関係)

- ① 第81条第1項(ひげ鯨等の捕獲の禁止)の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を販売し、又は販売の目的をもって所持、加工してはならないこととされた。また、違反して捕獲されたひげ鯨等と知りつつ譲り受けた者についても、違反して捕獲した者と同様に販売し、又は販売の目的をもって所持、加工してはならないこととされた。

- ② 定置網漁業により混獲されたひげ鯨等及び農林水産大臣が公示するひげ鯨等であつて所定の手続を経たもの以外のものは、販売等が禁止されているので、ひげ鯨等を取り扱う流通業者、加工業者等に対して販売しようとするひげ鯨等が定置網漁業で混獲されたもの又は座礁し、若しくは漂着したものであることを明確にする必要がある。このためには、JAS法に基づく適正な表示(名称、原産地等)と併せて(2)の②の捕獲報告書の提示なども効果

的な手段である。

- ③ 本規定に違反してひげ鯨等を販売等した者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処することとされた。(第107条第1号)

2 捕鯨業者以外のものが捕獲したひげ鯨等の処理の制限

(1) 処理の場所(第90条第1項関係)

- ① 定置網漁業に混獲されたひげ鯨等及び農林水産大臣が公示するひげ鯨等は、鯨体処理場、卸売市場その他の水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれのない場所以外の場所においては、処理してはならないこととされた。

- ② 「水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれのない場所」とは、希釈されない血液、油、内蔵などが放っておかれたり、漏れだしたりしないような区画があるか又はその処理設備・施設等が設置されている場所をいう。鯨体処理場及び卸売市場が例示されているが、すべての卸売市場が該当するわけではない。また、いわゆる荷捌所でも有害な物が遺棄されたり、漏せつのおそれがなければその場所で処理を行っても差し支えない。

なお、埋却・焼却等の処分を行う場合にあっても、埋却・焼却等の処分に伴って解体や細割を行うときは、有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれのない場所で行わなければならない。

(2) DNAの分析(第90条第2項関係)

- ① ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を利用しない場合(生きているものを海に戻す場合、すべてを埋却又は焼却する場合)を除き、当該ひげ鯨等の個体を特定することができるようDNA分析を行わなければならないこととされた。

当該ひげ鯨等を、販売せずに食用等に利用する場合であっても、DNA分析は行わなければならない。

なお、当該ひげ鯨等を利用しない場合(生きているものを海に戻す場合、すべてを埋却又は焼却する場合)においても、鯨類資源の科学的知見を蓄積する等のため、可能な限りDNA分析を行うものとする。

- ② DNA分析による個体識別は、技術的な習熟度が判定結果に影響を与える可能性も考えられ、標準標本による分析技術の統一、精度向上と信頼性の確保のため、専門の分析機関で行うことが適当である。したがって、特定の分析機関を指定するものではないが、現在のところ、これを満たす分析機関は財団法人日本鯨類研究所であると考えられ、当面は、ひげ鯨等を捕獲した者は、当該研究所に分析を依頼することが適当である。

(3) 処理状況の報告(第90条第3項関係)

- ① ひげ鯨等を捕獲した者は、個体識別のためのDNA分析を行ったときは、当該ひげ鯨等の処理状況を「漁獲成績報告書等の様式を定める件」(昭和3

8年2月1日農林省告示第99号)で定める様式(別記3)により、報告しなければならないこととされた。

- ② この報告は、ひげ鯨等を捕獲した者が、DNA分析を依頼した分析機関から分析結果の通知があった後、当該分析結果を記載した上、報告することとなる。
- ③ 発見時にすでに死亡しているひげ鯨等については、食品衛生上適当でない場合も考えられるので、食用利用に当たっては慎重を期されたい。また、農林水産大臣が公示するひげ鯨等を食用利用する場合には、食品衛生法の体系上食品としての安全性を十分確保しうることが前提となるので、留意されたい。
- ④ 捕獲されたひげ鯨等を食用として販売する場合には、密猟防止等の観点から、所属する漁業協同組合を通じて公設の市場等に出荷して販売することが適当である。

(4) 販売等の禁止(第90条第4項関係)

- ① ひげ鯨等を捕獲した者は、DNA分析を行っていない当該ひげ鯨を販売し、又は販売の目的をもって所持し、若しくは加工してはならないこととされた。併せて、当該ひげ鯨等のDNA分析を行っていないと知りつつ譲り受けた者についても、違反して捕獲した者と同様に販売し、又は販売の目的をもって所持、加工してはならないこととされた。
- ② DNA分析は、分析機関に依頼して行うものであるから、当該分析機関に依頼(分析試料を送付)した時点でDNA分析を行ったこととして処理して差し支えない。この場合、分析機関への分析依頼(分析試料の送付)の事実を証するに足る書類を備えておく必要がある。
- ③ DNA分析を行っていないひげ鯨等については、流通業者、加工業者等その事実を知りつつ譲り受けた者に対しても販売等の禁止が適用される。このため、DNA分析を行なったひげ鯨等の販売に当たっては、買受人たる流通業者、加工業者等に対して、販売しようとするひげ鯨等が定置網漁業で混獲されたもの又は座礁し若しくは漂着したものであり、かつ、DNA分析を行っていることを明確にする必要がある。このためには、JAS法に基づく適正な表示(名称、原産地等)と併せてDNA分析依頼の事実が明らかとなる書類の提示などにより行うことが適当である。
- ④ 本規定に違反してひげ鯨等を販売等した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとされた。(第107条第1号)

3 漂流等したひげ鯨等の取扱いについて

- (1) 漂流しているひげ鯨等若しくは湾内等に迷い込んでいるひげ鯨等(以下「漂流等しているひげ鯨等」という。)を発見した場合又は定置網漁業以外の漁業でひげ鯨等を混獲した場合には、捕獲が禁止されていることから、生きている

ものは速やかに海に戻すほか、埋却又は焼却する等適切に取り扱わなければならない。この場合は、別記4により、発見又は捕獲した日から10日以内に関係都道府県知事を経由して当該ひげ鯨等の処理についての事実を農林水産大臣に報告するよう関係者への指導を徹底願いたい。

- (2) 漂流等しているひげ鯨等又は定置網漁業以外の漁業で混獲されたひげ鯨等について(1)の処理を行った個体の一部を試験研究等の学術目的(社会教育目的のための展示用標本を含む。)に利用(所持)しようとする場合には、死亡している個体に限り、(1)による報告と同時に学術目的として利用(所持)しようとする者による別記5の届出をする場合にのみ所持することができることとして取扱うものとする。

なお、(1)の処理を行わないものについて、試験研究等の学術目的に利用しようとするときは、漁業法施行規則(昭和25年農林省令第16号)第1条による農林水産大臣の許可を得た場合のみ利用(所持)することができるので念のため申し添える。

第3 小型鯨類の捕獲等の制限

1 小型鯨類を対象とする漁業(いるか漁業)の原則禁止

(1) 漁業の禁止(第82条第1項関係)

- ① 小型鯨類(歯鯨のうちまっこう鯨、とっくり鯨及びみなみとっくり鯨を除いたものをいう。以下同じ。)を対象とする漁業(以下「いるか漁業」という。)は、農林水産大臣が別に定める種類の小型鯨類について都道府県漁業調整規則に基づく都道府県知事の許可を受けて営むいるか漁業を除き営んではならないこととされた。なお、小型鯨類を捕獲の対象とする小型捕鯨業及び母船式捕鯨業については、指定漁業であることから本規定は適用されない。
- ② 都道府県知事が許可を行ういるか漁業の対象となる小型鯨類は、いしいるか(りくぜん型いしいるかを含む。)、すじいるか、はんどういるか(ぼんどういるか)、まだらいるか(あらりいるか)、はなごんどう、こびれごんどう(まごんどう)、おきごんどうの7種類と定められた(平成13年農林水産省告示第564号)。これらの種以外の種については、いるか漁業においては捕獲できないので、許可に当たっては、適切な対応に留意されたい。
- ③ 本規定に違反しているか漁業を営んだ者は、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。(第106条第1項第1号)

(2) 停泊命令及び手続(第82条第2項、第3項、第4項)

- ① 第82条第1項の規定に違反しているか漁業を営んだ場合には、農林水産大臣は、当該船舶の停泊処分を行うことができることとされた。
- ② 停泊処分を行う場合にあっては、公開の聴聞を行うこととされた。

2 都道府県知事が行ういるか漁業の許可について

(1) いるか漁業にかかる鯨種別捕獲枠

いるか漁業を許可する都道府県においては、別途定める「小型鯨類資源管理方針」に基づき、毎年、設定する都道府県別鯨種別捕獲枠を越えない範囲内の捕獲が行われるよう、許可に当たって制限又は条件を付加し、随時捕獲頭数を把握する体制を確保する措置、捕獲枠に達する場合の操業の停止の措置などの適切な措置をとることが必要である。

(2) 毎年の漁期終了後、いるか漁業の許可又は操業の隻数、捕獲の実績等の状況についてとりまとめの上、水産庁資源管理部長まで報告されるようお願いしたい。

3 小型鯨類の捕獲（4に掲げる混獲又は座礁等の場合を除く。）について

(1) 小型鯨類を捕獲の対象とする漁業については、原則的に禁止された。このため、都道府県知事の許可を受けたいるか漁業によらないで小型鯨類を捕獲（4に掲げる混獲の場合を除く。）しようとするときは、漁業法施行規則第1条に基づき、試験研究等その他特別の事由による小型鯨類の捕獲についての農林水産大臣の許可（第82条の規定の適用除外）を受ける必要がある。

(2) 小型鯨類が捕食する魚類を漁獲の対象とする沿岸漁業等において、当該小型鯨類の捕食により当該漁業の漁獲量に与える影響が顕著な場合などに対処するため、当該小型鯨類を捕獲しようとする場合（いわゆる「駆除」）においても、
(1)と同様に、試験研究等その他特別の事由による小型鯨類の捕獲についての漁業法施行規則第1条に基づき、農林水産大臣の許可を受ける必要がある。

4 混獲、座礁、漂着又は漂流した小型鯨類の取扱いについて

(1) 混獲又は座礁等した小型鯨類を発見した場合は、原則として、生きているものは海に戻すよう指導願いたい。

(2) 混獲、座礁、漂着又は漂流した小型鯨類のうち死んでいるものについては、原則として埋却又は焼却等の処理を行うことが適当であるが、伝統的にいるかを食する習慣のある地域において食用に供する場合は、関係都道府県水産担当部局に連絡の上、食品衛生法の体系上食品としての安全性を十分確保しうることが前提となるので、食品の衛生に特に留意した上で、食用に供することとしても差し支えない。

(3) 混獲又は座礁等した小型鯨類を発見し（1）及び（2）の処理を行った場合は、別記4により、速やかに当該小型鯨類の処理について水産庁資源管理部長に報告するよう関係者を指導願いたい。

(4) 混獲又は座礁等した小型鯨類について、これらの個体（個体の一部を含む。）を試験研究等の学術目的（社会教育目的のための標本（別記6に掲げる種については死んでいるものに限る。）を含む。）に利用しようとする場合には、（1）及び（2）に関わらず、（3）による報告と同時に学術目的として利用しよう

とする者による別記5の届出をした場合に限ることとするので、関係者への指導を願いたい。

なお、届出に基づく個体を譲渡（販売を除く。）しようとする場合には、事前にその旨を水産庁資源管理部長まで連絡するよう併せて関係者を指導願いたい。

第4 その他

1 鯨類の埋却・焼却等について

(1) 漂流等した鯨類の埋却又は焼却等の処分に当たっては、海岸法、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令の定めるところにより適切に埋却又は焼却等の処理が行われるよう関係者への指導願いたい。

なお、埋却処理の場合は、事後に腐臭の発生や油分のしみ出しなどの問題が生じることのないよう、特に埋却場所等には留意するよう関係者への指導願いたい。

(2) 捕獲した鯨類の処理に伴う廃棄物は、海洋汚染防止法により海洋投棄が制限されているので、必ず、処理業者に委託する等適切に行われるよう関係者への指導願いたい。

2 座礁等した鯨類への対処法について

(1) 座礁等した鯨類の処理を行う際には、「座礁・混獲した鯨類への対処法」（セーブ・ザ・マリンマンマール事業（水産庁補助事業）検討委員会編）を参考とされたい。

(2) マスストランディングの場合にあっては、水族館、関係研究所などに効果的な対応方法などの協力を求めるなど適切な処理が行われるよう指導願いたい。

(3) 座礁等した鯨類は、その原因が不明であり、病原菌に感染していることも考えられるので、保健衛生上の観点からその取扱いに注意を払うよう指導願いたい。

3 鯨類の捕獲・混獲・座礁等の実態調査について

鯨類の捕獲、混獲、座礁等については、年間（1月から12月末までの間）の実態を調査・とりまとめの上、別記7により翌年2月末日までに水産庁資源管理部長まで報告願いたい。

別記1 (第2の1の(1)の③関係)

せみ鯨、こく鯨、東シナ海系ながす鯨、ざとう鯨、東シナ海系にたり鯨



別記2 (定置網漁業によるひげ鯨等混獲の報告：第2の1の(2)の②関係)

ひげ鯨等の混獲報告書

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記のとおり、ひげ鯨等を混獲したので報告します。

記

- 1 混獲の日時及び場所
- 2 鯨の種類
- 3 定置網漁業の種類及び
免許番号又は許可番号
- 4 処理を開始した日時及び場所
- 5 体長、性別、乳分泌の有無並
びに胎児の性別及び体長
- 6 その他参考事項
 - (1) 混獲の記録
 - (2) 混獲鯨発見時の状況
 - (3) 鯨の処理の区分
 - (4) DNA分析依頼状況

別記3（捕獲したひげ鯨等の処理状況報告書：第2の2の（3）の①関係）

※整理番号		報告年月日
		年 月 日
<p>捕獲したひげ鯨等の処理状況報告書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊦</p>		
1. 捕獲の日時	年 月 日	
2. 捕獲の場所		
3. 漁業の種類		
4. 免許番号又は許可番号		
5. 捕獲した鯨の種類		
6. 処理を開始した年月日	年 月 日	
7. 処理の場所		
8. 体長等	体長	. m
	性別	雄・雌
	乳分泌の有無	有・無
	(胎児があった場合)胎児の性別	雄・雌
	胎児の体長	cm
9. 処理した数量		
	食	用
	飼肥料	その他
	計	
肉	皮	その他
小計		
kg	kg	kg
kg	kg	kg
kg	kg	kg
kg	kg	kg
10. DNA分析の実施状況		
分析（試料送付）年月日	年 月 日	
分析機関名		
解析の結果		

備考 ※印を付した欄は、記載しないこと。

別記4（座礁等及び定置網漁業以外の漁業での混獲の場合の報告：第2の3の（1）
及び第3の4の（2）関係：ひげ鯨等、小型鯨類共通）

（座礁の場合）

鯨類の座礁等に関する報告

平成 年 月 日

農林水産大臣（小型鯨類の場合は：水産庁資源管理部長あて） 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

- 1 座礁等の日時及び場所
- 2 発見した者の所属、氏名、住所
- 3 鯨類の種類、体長
- 4 発見時の状況
- 5 処理の具体的内容
- 6 その他参考事項
(DNA分析の状況（ひげ鯨等のみ）、生物試料採取状況、標本作成、関係機関等)

~~~~~  
（混獲の場合（ひげ鯨等については定置網漁業以外の漁業で混獲した場合））

鯨類等の混獲に関する報告について

平成 年 月 日

農林水産大臣（小型鯨類の場合は：水産庁資源管理部長あて） 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

- 1 混獲の日時及び場所
- 2 鯨の種類及び体長
- 3 混獲した漁業の種類及び許可番号等
- 4 発見時の状況
- 5 処理の日時及び場所
- 6 処理の具体的内容
- 7 その他参考事項  
(DNA分析の状況（ひげ鯨等のみ）、生物試料採取状況、標本作成、関係機関等)

別記5（混獲又は座礁等した鯨類の学術目的所持の届出書：第2の3の（2）及び第3の4の（4）関係：ひげ鯨等、小型鯨類共通）

混獲又は座礁等した鯨類の学術目的所持の届出書

平成 年 月 日

農林水産大臣（小型鯨類の場合は：水産庁資源管理部長あて） 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

- 1 混獲又は座礁等の日時及び場所
- 2 混獲し又は座礁等を発見した者の所属、氏名、住所
- 3 鯨類の種類、体長
- 4 混獲又は座礁等の状況
- 5 処理の状況
- 6 学術目的の内容
- 7 所持の内容
- 8 その他参考事項

（DNA分析の状況、生物調査試料採取状況、標本作成、関係した機関等）



別記6（第3の4の（4）関係）

しゃち、しろいるか、あかぼうくじら、こぶはくじら、いちようはくじら、はつぶすおおぎはくじら、おおぎはくじら、ねずみいるか、はせいるか

別記7 (第4の3関係)

鯨種別の捕獲及び混獲等の実態 (平成 年1～12月)

(都道府県名)

(単位：頭)

| 漁業種類等 | 鯨種      | マッコウクジラ科  |       | アカボウクジラ科 |    |      | マイルカ科 |        |     |       |       |      |      |        |         |       | ネズミイルカ科 |        |       | イッカク科 | ひげ鯨    |     |      | (種名) | (種名) | 合計 |      |        |        |       |  |
|-------|---------|-----------|-------|----------|----|------|-------|--------|-----|-------|-------|------|------|--------|---------|-------|---------|--------|-------|-------|--------|-----|------|------|------|----|------|--------|--------|-------|--|
|       |         | マッコウ      | コマッコウ | オガコ      | ツチ | アカボウ | オオギハ  | オキゴンドウ | シャチ | ゴンドウ  |       | マイルカ | ハンドウ | ハナゴンドウ | マダラライルカ | スジイルカ | セミイルカ   | ハセイイルカ | カマイルカ |       | ネズミイルカ | イルカ |      |      |      |    | スナメリ | ミンククジラ | ザトウクジラ | コククジラ |  |
|       |         |           |       |          |    |      |       |        |     | マゴンドウ | タツパナガ |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        | イシ  | リクゼン |      |      |    |      |        |        |       |  |
| 捕獲等   | イルカ業    | 突棒漁業      |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       |         | 追込網漁業     |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       |         | 小計        |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       | 混獲      | さけ・ます流し網  |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       |         | かじき等流し網漁業 |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       |         | 大中型まき網漁業  |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       |         | 定置        | 大型    |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       |         |           | 小型    |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       |         | 刺網漁業      |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       |         | その他漁業     |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       | 小計      |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       | 座礁・漂着   |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
| 迷入その他 |         |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
| 捕獲等合計 |         |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
| 処理等   | 食用向け    |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       | 放流(放出)  |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       | 水族館(生存) |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       | 博物館(死亡) |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
|       | 埋設・焼却   |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
| その他   |         |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |
| 処理等合計 |         |           |       |          |    |      |       |        |     |       |       |      |      |        |         |       |         |        |       |       |        |     |      |      |      |    |      |        |        |       |  |

※ 作成上の留意点

- 1 鯨種欄に記載のない鯨種の場合は、空欄に適宜鯨種名を記載する。
- 2 混獲には、捕獲せず放流(放出)したものも計上する。(我が国排他的経済水域等以外での混獲は除く。)
- 3 「座礁・漂着」は、生死にかかわらず、海岸等に乗上げ又は打ち上げられるなど自力遊泳できない状態のものをいう。
- 4 「迷入その他」欄は、港内等通常の生息域でない場所を遊泳している場合その他の場合で、何らかの対処を行ったものについて記載する。
- 5 「処理等」欄の「水族館及び博物館」の区分は、生きているものは水族館に、死んだものの標本・研究であって埋設・焼却せずに引渡したものは博物館欄に区分する。
- 6 捕獲等の合計数値と処理等の合計数値は一致させること。